資料1-1

障害者差別解消支援地域協議会の設置について

１．位置づけ

区内における障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消法１７条の規定に基づき、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置する。「品川区地域自立支援協議会」を「地域協議会」として位置づけ、障害を理由とする差別の解消に係る協議を行うこととする。

**２．地域協議会の役割**

障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例の共有、関係機関の連携、障害および障害者の理解促進・普及啓発等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進する。

1. 障害者差別の解消に係る事例の共有
2. 関係機関の連携
3. 障害および障害者の理解促進・普及啓発